

## [研究所記事]

### 1. 本年度の研究所職員

所 長	教 授	工藤 茂
運営委員	教 授	友永 植
"	教 授	松本 篤
"	教 授	森 正己
研 究 員	教 授	仲嶺真信
"	教 授	利光正文
"	教 授	友永 植
"	教 授	飯沼賢司
"	講 師	坂口淳志

### 2. 研究所研究講演会（公開講座）

日 時	1997年12月10日（水）
講 演	七夕の儀礼と物語り—水の機能の両義性を中心に—
講 師	京都大学人文科学研究所教授 小南一郎先生
場 所	別府大学3号館ホール

### 3. 研究会の開催

今年度も利光研究員が中心になり、文学部研究出版委員会と共催の下記研究会を行った。

- 第1回 4月23日（発表者）本田光子「墓から出土する赤色顔料—日本の弥生・古墳時代を中心に—」（於記念館講義室）
- 第2回 5月21日（発表者）吉家哲夫「教室における“英語的発想”と“Think in English”」（於511 会議室）
- 第3回 6月18日（発表者）宮下誠「テキストとイメージ—パウル・クレー作品における幾つかの新機軸について—」（於記念館講義室）
- 第4回 7月2日（発表者）橘昌信「九州における先史時代の地域文化研究—黒曜石製石器の生産と流通—」（於記念館講義室）
- 第5回 9月17日（発表者）浅野則子「後期万葉における女性の文化圏—田村大嬢を中心に—」（於511 会議室）
- 第6回 11月26日（発表者）森脇茂秀「「ばってん」の語史」（於511 会議室）

## 別府大学アジア歴史文化研究所規則

### (目 的)

第1条 別府大学アジア歴史文化研究所（以下「研究所」という）は、アジア諸地域の人文・社会・自然に関する調査研究を推進するとともに、関連機関と交流を深め、併せて別府大学における研究と教育の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第2条 研究所は、その事業を達成するために、次の事業を行う。

1. 調査研究の推進
2. 関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管並びにその利用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座等の開催
6. その他研究所の目的に添う事業

### (運 営)

第3条 研究所に、研究所長・研究員および事務職員をおく。

2. 研究所長は、別府大学教授会の議を経て、学長が任命する。その任期は2年とし、再任をさまたげない。
3. 研究所長は、研究所を統轄する。
4. 研究員は、別府大学教授会の議を経て、学長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 研究員は、研究所長のもとで第2条に定める調査及び研究の業務を分担する。
6. 事務職員は、研究所長のもとで、第2条に定める事業を遂行するための支援業務を分担する。

### (審 議)

第4条 研究所に、運営委員会を設ける。

2. 運営委員会は、研究所の運営に関する事項について審議する。
3. 運営委員会に関する規程は、別に定める。

### (研 究 生)

第5条 研究所に、研究生を置くことができる。

2. 研究生に関する事項は、別府大学文学部研究生規定を準用する。

付則 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

## 別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会規程

第1条 別府大学アジア歴史文化研究所規則第4条に定める研究所運営委員会の構成並びにその業務は、この規定による。

第2条 別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会（以下「委員会」という）は、次に掲げる者をもって構成される。

1. 研究所長および研究員若干名
2. 別府大学教授会の議を経て、学長により委嘱される専任教員若干名

第3条 委員会議長には、研究所長があたる。

第4条 委員会は、研究所の目的に沿って、その正常な運営と充実を図るため、次の事項を審議する。

1. 調査研究の推進
2. 関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管並びにその利用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座等の開催
6. 予算の編成並びに運用
7. 施設設備の設置並びに管理運用
8. 将来の計画
9. 研究生
10. その他研究所に関する事項

第5条 委員会は、研究所長がこれを招集する。

付則 この規定は、昭和56年4月1日から施行する。